

△ 今回も相続に関連する内容で遺言書についてお話ししたいと思います。

遺言書と言えば、自筆証書遺言を思い浮かべる人が多いと思います。

自筆証書遺言とは、簡単に言えば自分で書いた遺言書のことです。この自筆証書遺言は、自分で書いて作成するため、法律上で形式について定めがあります。

例えば、①遺言書は全文自筆で書くこと(財産目録は自筆でなくても可)、②作成日付を入れること、③氏名を書くこと、④押印をすることなどです。また、作成途中で間違えたときなどは修正をすることができますが、修正の方法にも決まりがあります。

これらの形式に違反していると、せっかくの遺言書が無効となってしまう場合があります。

以上のように法律が形式を厳格に定めているのは、遺言をした方は遺言書が開封される時に

はすでにお亡くなりになっているため、遺言をした人の最後の意思を後から確認することができないためです。

さて、遺言書の内容についても一定の制約があります。

例えば、①共同遺言の禁止があります。これは、一つの遺言書に2人以上の遺言をすることを禁止するものです。そのため、夫婦で共同の遺言書を作成しても、法的には有効な遺言とはなりません。また、②公序良俗に反する遺言書は無効とされる場合があります。以上の内容面での制約のほかに、遺留分の問題があります。

遺留分とは、一定の相続人に対して留保される持分的利益を言います。簡単に言えば、相続人が複数いる場合に、そのうちの一人の「Aさんに全財産を相続させる」という遺言を残しても、それがほかの相続人の遺留分を侵害する場

合は、希望どおり遺産のすべてをAさんに相続させることができない場合があるということです。

遺留分の問題は、その計算など難しい問題がありますので、遺言書を作成しようと考えている人は、一度、弁護士や司法書士などに相談するとよいでしょう。

また、遺留分を侵害された相続人は、遺留分侵害額請求ができます。ただし、相続の開始と侵害する贈与または遺贈があったことを知ったときから1年以内に行使しなければなりませんので、お早めに相談することをお勧めします。

今月の担当



阿野 洋志 弁護士
オホーツク校幸ひまわり
基金法律事務所

無料法律相談会 6月4日(火) 雄武町地域交流センター2階
(事前予約制) 予約受付: 紋別ひまわり基金法律事務所 ☎ 0158-26-2277

地域包括支援センターだより

外出をして体調良く過ごしましょう

あたたかい季節になり、外出できる機会が増えてきました。皆さんはどんなところに出かけていますか。

- 自宅周囲の散歩
- 親戚や友人の家
- 趣味や老人クラブの集まり
- 温泉や旅行
- お祭りやイベント
- 病院や歯科医院 (定期受診や健康診断など)

年齢を重ねると、足腰の筋力が弱くなり、外出がおっくうになる人もいるかもしれません。転ばないように安全に外出したいなどのご相談がありましたらご連絡ください。運動教室の開催情報などをご案内して、皆さんの健康をサポートします。

雄武町地域包括支援センター

☎ 0158-84-4495 (役場庁舎別館内)
※緊急時の電話相談は24時間受け付けています。



旬の食材をご賞味ください

雄武産の春鯉を雄武漁業協同組合様から競りで仕入れ、朝・夕食などにご提供しております。また、雄武産の蝦夷バフンウニを使用した、ウニ丼やウニクラ丼などのメニューもございます。6月以降も雄武産蛸のしゃぶしゃぶなど、旬の食材を取り入れたメニューをご提供させていただきます。

夕食 春・夏メニューのご案内

4月1日から夕食メニューが春・夏メニューに切り替わりました。ご利用の3日前までにご予約ください。

夕食 春・夏メニュー【お一人様 5,800円(税込み)】
～お品書き～

- ・和前菜盛り合わせ
- ・お刺身盛り合わせ
- ・鮭と野菜の陶板焼き
- ・蛸と蟹の八方酢
- ・帆立スモーク ラタトゥイユ添え
- ・茶碗蒸し
- ・牛サガリ鉄板焼き
- ・鮭の炊き込みご飯 / 味噌汁
- ・デザート



レストラン「藍」のおすすめ (すべて税込み) 5月11日から提供開始



手羽先スタミナ丼 1,180円



石焼ジャンバラヤ 1,180円



醤油白湯つけ麺 1,280円



サーモンとアスパラとベーコンの
クリームスパゲティ 1,380円

ホテル日の出岬は町民の皆さまの大切な財産です。ぜひ、ご利用をお待ちしています。ホテルに対するご意見、ご要望がありましたら、何なりとご連絡ください。

オホーツク温泉ホテル日の出岬
☎ 0158-85-2626

